

「沖縄中小企業の振興に関する条例」に対する意見

No.	ご意見の内容	県の考え方・対応
1	<p>なぜ、中小企業振興条例を制定するのか、県の中小企業振興の基本姿勢を示す上でも、条例の前文にそのことを表明することは、他県の事例をみても、前文があることにこの条例の意義があるといっても過言ではないほど重要だと考えます。つきましては、ぜひ前文を入れて下さい。</p>	<p>「前文」は、条例の制定に当たり、当該条例を制定する要因となった特別な社会的背景、課題等を示し、本文の各条文に繋げる性質のもので、前文自体に法的な効力は無いことから、本県の条例では、他県に前文で記述されている内容を本文に規定することにより、その趣旨を法的に有効な形で明確に示すこととしております。</p>
2	<p>【沖縄県中小企業の振興に関する条例（案）第10条 関係】 「小規模企業について」は「施策実施上の配慮」の項に入っていますが、条例制定の意義や沖縄の実状を考慮すると、基本理念の中にも入れるべきだと考えます。</p>	<p>第3条の基本理念は中小企業の振興に関し、県はもとより中小企業者や中小企業関連団体についても常に念頭に置くべき普遍的な理念として、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること、中小企業の事業活動の活性化が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として規定したものです。</p> <p>小規模企業者への配慮については、中小企業者や関連団体も含めた普遍的な理念より狭い概念であり、小規模企業の経営資源の状況等に応じて講じられる性質のものであることから、本条例では、県が中小企業施策を実施する上で考慮する事項の一つとして、第10条に規定することとしております。</p>
3	<p>【沖縄県中小企業の振興に関する条例（案）第6条 関係】 基本方針は、県内中小企業の実状に対応する方向で、揚げることでより実効性を持たせることであり、沖縄の中小企業の実状からすると「経営基盤の強化」を第一に揚げ、人材確保も一つの柱として入れることが妥当だと考えます。</p>	<p>施策の基本方針は、中小企業の振興に関する施策を整理し、総合的に実施するために定めるもので、第1号から第5号までの5つの方針は施策の優先順位を定めたものではなく、並列の関係にあります。</p> <p>また「人材の確保」につきましては「中小企業の経営基盤の強化」に関する個別の施策として位置づけているところです。</p>
4	<p>【沖縄県中小企業の振興に関する条例（案）第7条 関係】 実効性を持たせることで策定から実施状況の公表などについて詳しく記述されていますが、この表現ではこれまでの振興計画策定の状況とほとんどが変わらないことになり、具体的に「振興会議を設置する表現が必要だと考えます。</p>	<p>条例に会議の設置を規定することは、地方自治法（138条の4）に基づく県の付属機関として新たに行政組織を設置することとなることから、行財政改革や費用対効果の観点も含め検討することとなります。</p> <p>今回の条例については検討した結果、施策説明会等の任意の会合を開催し意見を聴くことで条例の目的を十分達成できると判断しております。</p> <p>なお、本条例の制定後、中小企業関係者から意見を聞く機会を確保するため、平成20年7月に中小企業関係団体等で構成する「沖縄県中小企業振興会議」を設置しております。</p>
5	<p>中小企業基本法にも入っている「受注機会の確保」は、これまで県内中小企業の切実な要望であり、ぜひ条例に入れて下さい。</p>	<p>中小企業振興施策は、社会経済情勢の変化に伴う中小企業者のニーズの変化及び国の政策等に素早く対応し、常に改善に努めながら推進する必要があることから、本条例では施策の基本方針までの規定にとどめ、個別の施策については、毎年度、中小企業者の意見を反映させつつ定める「中小企業支援計画」において示すこととしております。</p> <p>「受注機会の確保」については基本方針の「中小企業の経営基盤の強化を図ること」に関する個別の施策として</p>

		位置付けているところです。
6	沖縄の雇用問題改善の大きな柱の一つとして「若者の就職意識の向上」があり、中小企業の人材確保・育成の柱として「学校教育における勤労観および職業観の醸成とインターンシップ等の職業に関する体験等の施策」の主旨を条例に盛り込むことを要望します。	<p>本条例に規定する「中小企業の振興に関する施策」の対象範囲は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の振興を直接の政策目的とするとともに、 ・ 県内の中小企業者や中小企業関連団体が施策の直接の対象となる。 <p>ものが該当すると考えております。</p> <p>よって、雇用状況の改善を政策目的とし、児童生徒及び学生を対象に実施する学校教育、職業体験等若者の職業意識の向上を図る施策については、本条例の対象範囲に含まれないものと考えております。</p>
7	障害者の就労・雇用の問題は、これからの社会において重要な課題となることは明らかであり「中小企業における障害者の雇用環境を改善する施策」の主旨を条例に盛り込むことを要望します。	<p>本条例に規定する「中小企業の振興に関する施策」の対象範囲は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の振興を直接の政策目的とするとともに、 ・ 県内の中小企業者や中小企業関連団体が施策の直接の対象となる。 <p>ものが該当すると考えております。</p> <p>よって、障害者福祉の向上を政策目的として実施される障害者の就労や雇用環境の改善等を図る施策については、本条例の対象範囲に含まれないものと考えております。</p>
8	中小企業の連携や組合での組織化は、中小企業の経営維持、発展に極めて有効なものであり、経営基盤の強化に含まれるものとするは適当ではないと思慮する。したがって、中小企業の組織化についてを4号として設けることを提案する。	<p>中小企業振興施策は、社会経済情勢の変化に伴う中小企業者のニーズの変化及び国の政策等に素早く対応し、常に改善に努めながら推進する必要があることから、本条例では施策の基本方針までの規定にとどめ、個別の施策については、毎年度、中小企業者の意見を反映させつつ定める「中小企業支援計画」において示すこととしております。</p> <p>「中小企業の組織化」については、基本方針の「中小企業の経営基盤の強化を図ること」を具体化するため直接的に必要であり、かつ基本方針との関係を体系的に整理した個別の施策として位置付けているところです。</p>
9	【沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)第10条第3項 関係】 小規模企業者に対する振興に関する施策を規定していますが、本県の企業の85%余は小規模企業者であり、その振興策は極めて重要であると考えます。したがって、第3条の基本理念の中で小規模企業者の振興対策について明確に規定して頂きたい。	<p>第3条の基本理念は中小企業の振興に関し、県はもとより中小企業者や中小企業関連団体についても常に念頭に置くべき普遍的な理念として、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること、中小企業の事業活動の活性化が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として規定したものです。</p> <p>小規模企業者への配慮については、中小企業者や関連団体も含めた普遍的な理念より狭い概念であり、小規模企業の経営資源の状況等に応じて講じられる性質のものであることから、本条例では、県が中小企業施策を実施する上で考慮する事項の一つとして、第10条に規定することとしております。</p>
10	【沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)第13条 関係】 県は市町村の求めに応じ、情報の提供や助言・必要な協力を行うとなっておりますが、中小企業とりわけ小規模企業の振興については、市町村の役割を明らかにして頂きたい。「市町村商工業振興条例」等を制定している市町村もあるが、県全体の中小企業等の振興策を考えた場合、市町村の役割は大きく、規定したほうが良い	<p>市町村は、県と同等の地方公共団体であって、県と市町村は対等な関係にあり、県同様に中小企業振興のための条例を制定するなど独自の中小企業の振興に関する施策を策定し、実施することが可能であります。</p> <p>このことから、この条例では市町村の「役割」と規定するのではなく、市町村が主体的に進める中小企業振興施</p>

	と考えます。	策に関し、県が市町村の求めに応じ、情報を提供し、技術的な助言をし、又はその他必要な協力を実施することと規定しております。
11	【沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)第7条第1項 関係】 「当該施策について意見を述べる機会を付与……意見の交換の促進を図るための措置……」が、具体的に示されていないので、どのような場を設定するのが明確にして欲しい。	条例に会議の設置を規定することは、地方自治体法(138条の4)に基づく県の付属機関として新たに行政組織を設置することとなることから、行財政改革や費用対効果の観点も含め検討することとなります。 今回の条例については検討した結果、施策説明会等の任意の会合を開催し意見を聴くことで条例の目的を十分達成できると判断しております。 なお、本条例の制定後、中小企業関係者から意見を聞く機会を確保するため、平成20年7月に中小企業関係団体等で構成する「沖縄県中小企業振興会議」を設置しております。
12	【沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)第13条 関係】 当町は、商工業振興条例が制定されておりませんが、今後、市町村に対して県条例に即した対応は、市町村の自主性にまかすということが、あるいは、市町村独自で商工業振興条例等の動きがあれば、指導・支援していくということでしょうか。	市町村は、県と同等の地方公共団体であって、県と市町村は対等な関係にあり、県同様に中小企業振興のための条例を制定するなど独自の中小企業の振興に関する施策を策定し、実施することが可能であります。 このことから、この条例では市町村が主体的に進める中小企業振興施策に関し、県が市町村の求めに応じ、情報を提供し、技術的な助言をし、又はその他必要な協力を実施することと規定しております。なお、市町村から求めが無い場合でも市町村の主体性を損なわないよう配慮しながら支援していきたいと考えております。
13	【沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)第7条 関係】 「……意見を述べる機会を付与する……」について、どのような場を設けて意見を聴取されるか見えてきませんので、例えば「中小企業振興審議会」「中小企業振興連絡会議」的な常設会議を設置について規定していただきたい。	条例に会議の設置を規定することは、地方自治体法(138条の4)に基づく県の付属機関として新たに行政組織を設置することとなることから、行財政改革や費用対効果の観点も含め検討することとなります。 今回の条例については検討した結果、施策説明会等の任意の会合を開催し意見を聴くことで条例の目的を十分達成できると判断しております。 なお、本条例の制定後、中小企業関係者から意見を聞く機会を確保するため、平成20年7月に中小企業関係団体等で構成する「沖縄県中小企業振興会議」を設置しております。
14	【沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)第8条 関係】 「支援企画」を策定するにあたって「関係者の意見を聴き考慮する」としてありますが、どこで、どのように、意見を聴取されるのか見えてきませんので、例えば「支援計画策定審議会」「支援計画策定委員会」的な常設会議を設置について規定していただきたい。	条例に会議の設置を規定することは、地方自治体法(138条の4)に基づく県の付属機関として新たに行政組織を設置することとなることから、行財政改革や費用対効果の観点も含め検討することとなります。 今回の条例については検討した結果、施策説明会等の任意の会合を開催し意見を聴くことで条例の目的を十分達成できると判断しております。 なお、本条例の制定後、中小企業関係者から意見を聞く機会を確保するため、平成20年7月に中小企業関係団体等で構成する「沖縄県中小企業振興会議」を設置しており、この会議の中で支援計画についても意見を聴取してまいります。
15	【沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)第10条 関係】 「小規模企業者に対する施策実施上の配慮」を規定しておりますが、条例制定意義や沖縄県の実情から、当初案の通り第3条(基本	小規模企業者への配慮については、中小企業者や関連団体も含めた普遍的な理念より狭い概念であり、小規模企業の経営資源の状況等に応じて講じられる性質のものであることから、本条例では、県が中小企業施策を実

	理念)の中で小規模企業者の振興について規定していただきたい。	施する上で考慮する事項の一つとして、第10条に規定することとしております。
16	<p>【沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)第13条 関係】</p> <p>「・・・市町村の求めに応じ・・・」の規定につきまして、県の支援計画(第8条)を定めるときに市町村に説明協力をするなど、県側からより積極的な対応を期待します。また、市町村独自で「市町村商工業振興条例」等制定している市町村もあります、本条例の制定に伴い、市町村の条例見直し等対応が必要になると考えますので、協調して、あるいは連携して中小企業の振興対策を講じる規定にするよう指導・支援お願いしたい。</p>	<p>この条例では、市町村が主体的に進める中小企業振興施策に関し、県が市町村の求めに応じ、情報を提供し、技術的な助言をし、又はその他必要な協力を実施することと規定しております。</p> <p>したがって、市町村からの求めがあった場合には協調あるいは連携していくことはもちろんですが、求めがない場合でも市町村の主体性を損なわないよう配慮しながら支援していきたいと考えております。</p>
17	<p>県は、県産品優先使用・県内企業優先発注について方針を出して積極的に展開しておりますが、当初案の「受注機会の確保」について本条例にも表現して頂きたい。</p>	<p>中小企業振興施策は、社会経済情勢の変化に伴う中小企業者のニーズの変化及び国の政策等に素早く対応し、常に改善に努めながら推進する必要があることから、本条例では施策の基本方針までの規定にとどめ、個別の施策については、毎年度、中小企業者の意見を反映させつつ定める「中小企業支援計画」において示すこととしております。</p> <p>「受注機会の確保」については基本方針の「中小企業の経営基盤の強化を図ること」に関する個別の施策として位置付けているところです。</p>